ウ　平成19年度以降に元請として、下記ａ・ｂに示す工事を実施し、完成・引渡しが完了した新築工事の施工の実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。なお、同一工事を複数の者で実施する場合には当該複数のすべての者が要件のすべてを満たすこと。

ａ　建物用途　宿舎（集合住宅を含む。）、宿泊施設

ｂ　建物規模　鉄筋コンクリート造等（ＳＲＣ造、ＲＣ造、Ｓ造）延床面積4,000㎡以上

※ａ・ｂに示す要件を同時に満たす建設工事における、施工実績（企業）が必要となる。

エ　以下に示す基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、記載を求める監理技術者は、原則としてそれぞれ１名であること（※１）。ただし、入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時点において、監理技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認申請書を提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても下記に示す施工の経験を有していなければならない。

※１　下記ａの工事を複数の企業で施工する場合、監理技術者は、当該複数企業で原則１名記載すればよいものとする。なお、下記ｂ・ｃについても同様とする。

ａ　建築一式工事

ⅰ　建設業法で求める監理技術者の資格を有する者であること。

ⅱ　平成19年度以降に監理技術者又は主任技術者として、2(1)3）②ウａ・ｂに示す基準を満たす新営工事の各担当工事に従事し完成・引渡しが完了した施工の経験を有する者であること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。)

ｂ　電気工事

ⅰ　建設業法で求める監理技術者の資格を有する者であること。

ⅱ　平成19年度以降に監理技術者又は主任技術者として、2(1)3）②ウａ・ｂに示す基準を満たす電気工事の新設工事に従事し完成・引渡しが完了した施工の経験を有する者であること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。)

ⅲ　監理技術者にあっては、上記建築一式工事と同じ。

ｃ　管工事

ⅰ　建設業法で求める監理技術者の資格を有する者であること。

ⅱ　平成19年度以降に監理技術者又は主任技術者として、2(1)3）②ウａ・ｂに示す基準を満たす管工事の新設工事に従事し完成・引渡しが完了した施工の経験を有する者であること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。)

ⅲ　監理技術者にあっては、上記建築一式工事と同じ。

③　工事監理に当たる者(「建築基準法」(昭和25年５月24日法律第201号）第５条の６の規定に基づき置くものとする。)は、以下の要件を満たすこと。

ア　2(1)3）①アに同じ。

イ　2(1)3）①イに同じ。

ウ　2(1)3）①ウに同じ。

エ　2(1)3）①エに同じ。

オ　平成19年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、下記ａ・ｂに示す各担当業務に従事し当該業務が完了した新営工事の工事監理の実績を有する管理技術者及び主任担当技術者（建築分野・構造分野・電気設備分野・機械設備分野）を配置できること。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。海外の実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。また、記載を求める管理技術者及び各主任担当技術者は、原則としてそれぞれ１名であること。ただし、入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時点において、管理技術者及び各主任担当技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認申請書を提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても下記に示す工事監理の実績を有していなければならない。

ａ　建物用途　宿舎（集合住宅を含む。）、宿泊施設

ｂ　建物規模　鉄筋コンクリート造等（ＳＲＣ造、ＲＣ造、Ｓ造）延床面積4,000㎡以上

（管理技術者は、担当分野を問わない。主任担当技術者は、建築分野・構造分野・電気設備分野・機械設備分野の各担当分野）

※ａ・ｂに示す要件を同時に満たす工事監理業務における、工事監理実績が必要となる。

④　維持管理に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

ア　国の競争参加資格(全省庁統一資格)の競争参加資格において、令和４年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」のＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされている者であること。

イ　平成19年度以降に元請として、下記ａに示す維持管理業務を実施した維持管理の実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ａ　建物用途　宿舎（集合住宅を含む。）、宿泊施設

※ａに示す要件を同時に満たす維持管理業務における、維持管理実績（企業）が必要となる。

⑤　管理運営・入居者サービスに当たる者は、以下の要件を満たすこと。

ア　国の競争参加資格(全省庁統一資格)の競争参加資格において、令和４年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」のＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされている者であること。

イ　平成19年度以降に元請として、下記ａに示す管理運営・入居者サービス業務（本事業における管理運営・入居者サービス業務と同種又は類似の業務とする。）を実施した管理運営・入居者サービスの実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ａ　建物用途　宿舎（集合住宅を含む。）、宿泊施設

※ａに示す要件を同時に満たす管理運営・入居者サービス業務（本事業における管理運営・入居者サービス業務と同種又は類似の業務とする。）における、管理運営・入居者サービス実績（企業）が必要となる。

⑵　競争参加資格確認基準日　競争参加資格確認の基準日は、入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出期限の日とする。

⑶　入札参加企業及び協力会社の変更等　競争参加資格の確認後は、入札参加企業及び協力会社の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じ、入札参加グループの構成員及び協力会社を提案書の提出期限までに変更（構成員及び協力会社の削除及び追加又は予定業務の変更を含む。）しようとする者にあっては、本学と事前協議を行い、本学の承諾を得るとともに変更後において2(1)、２）から(1)、３）に示す競争参加資格を満たすことが確認できる場合に限り、入札参加グループの構成員及び協力会社の変更をすることができる。なお、この場合においては、速やかに入札参加グループの構成員及び協力会社の変更届を本学に提出すること。

３　入札手続等

⑴　担当部局　〒108―8477 東京都港区港南四丁目５番７号　東京海洋大学財務部施設課資産管理係　電話番号03―5463―0383　電子メールアドレス：sa-ryo@m.kaiyodai.ac.jp

⑵　入札説明書等の交付日時、方法

１）交付日時　令和４年12月５日（月）から令和４年12月20日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時から12時及び13時から17時まで